

美浜町地域づくり拠点化施設整備事業 実施方針等に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	該当箇所(頁・章・項目等)	確認したい内容	回答案
1	建築費	募集要項	第5 4 本事業の予算規模	提案上限価格として15億7,800万円(税別)との記載があるが、設計・建設費等と維持管理・運営費等の割合やそれぞれの上限等は決まっているのでしょうか。	「①設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価」「②維持管理及び運営業務のサービスの対価」の合計額が15億7,800万円(税別)の範囲内であれば、その内訳(サービスの対価の項目ごとの金額)についての割合や上限の制約はありません。
2	土地利用	要求水準書	第2章第1節(2)1)ii)	公園的広場はBゾーンに配置となっているが、変更提案は可能でしょうか。	Aゾーン内であれば、変更提案は可とします。ただし、その場合でも、要求水準書P.38に記載の整備条件を順守し(「ii) Bゾーンに配置すること」は除きます)、「資料9 什器・備品等リスト(参考仕様)」に記載の遊具等と同等以上のものを設置することは必須条件とします。また、幼児や児童が安全に利用できるよう留意した計画としてください。なお、要求水準書で本町が求めている他の施設・内容と兼ねることは認められません。
3	土地利用	要求水準書	第2章第1節(2)1)ii)	各ゾーンの面積を確認したい。	本施設整備ゾーン(Aゾーン、Bゾーン)と国・町整備ゾーンとの境界が、若干、変更になる見込みです。近日中に変更後のCADデータを提供するので、当該データをもとに提案してください。
4	ゾーニング	要求水準書	第2章第1節(2)1)ii)・資料8 整備区域図(案)	本事業は、本施設整備ゾーン(A,B,Cゾーン)内での実施が必須条件となっており、本施設整備ゾーンの区域が「資料8 整備区域図(案)」に示されていますが、本施設整備ゾーンの区域(位置)を変更する、又は一部機能を町整備ゾーンで実施することは可能でしょうか？	可とします。ただし、要求水準を上回る提案として客観的に認められなかった場合、あるいは、国と町との協議が整わなかった場合は、提案価格の範囲内で、要求水準書等に記載の条件に従い、事業を遂行してください。

美浜町地域づくり拠点化施設整備事業 実施方針等に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	該当箇所(頁・章・項目等)	確認したい内容	回答案
5	既存倉庫の活用	要求水準書	第2章第1節1(6)事業予定地上の既存建築物等の活用	事業者は、本町と使用貸借契約を締結するとあるが、その契約内容を教えていただきたい。	使用貸借契約書(案)を公表します。
6	既存倉庫の活用	要求水準書	第2章第1節1(6)事業予定地上の既存建築物等の活用	既存倉庫を事業者の提案により本事業にて活用できるとあるが、付帯事業として活用することも可能なのでしょうか。	付帯事業において活用する提案も可とします。その場合も、町と使用貸借契約を締結してください。既存倉庫は無償で貸し付けますが、耐震診断、耐震工事、改修工事費や事業期間中の維持管理・修繕費等、必要となる費用はすべて事業者の負担となります(付帯施設用地の外構等の整備や維持管理も含まれます)。なお、移築費用は町が負担することとし、事業期間終了後は現状有姿にて町に明け渡してください。
7	既存倉庫の活用	要求水準書	第2章第1節1(6)事業予定地上の既存建築物等の活用	既存倉庫の活用にかかる費用は、耐震診断・改修等、維持管理・修繕に係る費用を含め、全て事業者負担との記載がありますが、具体的な費用負担(町との分担)について、教えていただきたい。	<p>既存倉庫を本事業にて活用する場合は、以下の条件となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移築工事費:本町が別途、負担 ・耐震診断・改修等の調査・設計・工事費:本町が本事業のサービスの対価として支払う(設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価。ただし、予算規模の範囲内とする。) ・維持管理及び運営に係る費用(修繕費を含む):すべて事業者が負担(本事業の運営収入により賄うものとする。) ・光熱水費等:すべて事業者が負担(本事業の運営収入により賄うものとする。) <p>ただし、No.6に記載のとおり、既存倉庫を付帯事業として活用することも可としており、既存倉庫を付帯事業にて活用する場合は、以下の条件となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移築工事費:本町が別途、負担 ・耐震診断・改修等の調査・設計・工事費:すべて事業者が負担(付帯事業の収入により賄うものとする。) ・維持管理及び運営に係る費用(修繕費を含む):すべて事業者が負担(付帯事業の収入により賄うものとする。) ・光熱水費等:すべて事業者が負担(付帯事業の収入により賄うものとする。)